

第 688 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 8 年 8 月 21 日（金） 10 時 00 分～10 時 53 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	千田委員、三上委員、山口委員
労働者代表委員	圓行委員、小菅委員、中西委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	伊藤委員、松下委員、横井委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、丸山労働基準部長、安積賃金室長 下風賃金指導官、神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正に係る異議申出の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○下風賃金指導官 定刻となりました。各委員の皆様には、お暑い中、御出席いただきありがとうございます。 本日は、坂本委員、庭本委員、倉本委員が御欠席ですが、審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを、御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行につきまして、山口会長よろしく願いいたします。 ○山口会長 それでは、ただ今から、第 688 回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。 各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。 本日の審議会につきましても公開としていますが、傍聴者の方におかれましては、受付でお渡ししている遵守事項に記載していますとおり注意事項を守って傍聴していただき、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。 それでは、議事次第（1）兵庫県最低賃金の改正に係る異議申出についての審議に入りたいと思います。 では、異議申出について、事務局から説明をお願いします。 ○安積賃金室長	

はい。事務局から説明させていただきます。

お配りしています審議会資料の右下ページ番号1を御覧ください。

兵庫県最低賃金の改正については、8月4日に答申をしていただきました。その後、同日から8月19日までを期限とする異議の申出に関する公示を行いました。

その結果、同公示期間中に16件の異議申出にかかる書面を受理しております。

それぞれの異議申出にかかる書面につきましては、資料の4ページから19ページまでに添付してございます。資料の4ページ目にあります「宝塚地区労働組合総連合」から8月18日に異議申立書の提出があったのを皮切りに、5ページ以降19ページまでにありますとおり、8月19日に「兵庫県労働組合総連合」を代表として他の14団体分を併せて計15件の申立書が提出されております。これら合計16件の異議申立書の申出内容につきましては、全て同じものとなっております。

以上のとおり、16件の異議申立書等の提出を受けておりますので、兵庫労働局長から会長宛てに諮問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(金成労働局長より山口会長に対し、諮問文を手交。)

○山口会長

ただ今、局長から諮問を受けました。

それでは、事務局は、諮問文の読み上げをお願いします。

○下風賃金指導官

それでは、諮問文の読み上げをさせていただきます。

兵労発基 0821 第1号

令和8年8月21日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英 殿

兵庫労働局長

金成真一

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、宝塚地区労働組合総連合、兵庫県労働組合総連合、兵庫県国家公務員関連労働組合共闘会議、国土交通労働組合近畿港湾空港支部神戸港湾分会、国土交通労働組合近畿港湾空港支部、全法務省労働組合近畿地本神戸支部、尼崎地区労働組合総連合、地域労組ユニオン尼崎、全日本建設交運一般労働組合関西支部神戸西分会、建設交運一般労働組合関西支部井住分会神戸班、全日本建設交運一般労働組合西宮支部、郵政産業労働者ユニオン兵庫県協議会、郵政産業労働者ユニオン尼崎支部、郵政産業労働者ユニオン兵庫南支部、郵政産業労働者ユニオン神戸中央支部、郵政産業労働者ユニオン兵庫支部香寺分会から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項及び第12条による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。

以上です。

○山口会長

それでは、諮問に対する今後の審議につきまして、事務局より説明をお願いします。

○安積賃金室長

今、異議申出により諮問をさせていただきましたが、兵庫県最低賃金の改定決定に係る異議申出に関する書面の提出があった 16 件、16 団体のうち、兵庫県労働組合総連合様からは、口頭による意見陳述の希望の申し出がありました。

前回の審議会におきまして、口頭にて意見陳述いただくことにつきましても委員の皆様は御承認いただいておりますので、本日これからこの場で意見陳述していただくこととしております。意見陳述の時間は 10 分以内でお願いしております。

では、陳述いただく準備をいたしますので、準備が整いますまで、しばらくお待ちください。

○下風賃金指導官

それでは、準備が整いましたので、紹介いたします。

兵庫県労働組合総連合の議長の成山様です。資料の 5 ページ目に異議申立書を添付しておりますので委員の皆様は御確認いただければと思います。

では、会長、よろしくお願いいたします。

○山口会長

兵庫地方最低賃金審議会の会長を務めております山口でございます。

早速ですが、提出された異議申出書に基づいて 10 分以内で意見陳述をお願いいたします。

○成山陳述人

兵庫県労働組合総連合で議長を務めています。成山と申します。

今回の、プラス 56 円、時給 1,172 円、この額では低すぎるという立場で意見を述べます。

先ほど聞いたところによりますと、京都が 56 円プラス 2 円の 58 円アップの答申を出したということで、ここ数年、京都との差が縮まって来ていたところ、今回で更に 2 円開くという状況になります。

最低賃金の大幅な引上げこそが、物価高に苦しむ庶民の暮らしを守るためにも、長期に停滞する日本経済を活性化させるためにも、また少子化を克服して日本社会を持続可能にするためにも不可欠だと考えています。

私の出身は郵便局の労働組合、郵政ユニオンです。

郵便局では全国で約 40 万人の労働者が働いていますが、そのうちの半数、約 20 万

人が非正規雇用労働者です。

このような現状になったのは、1995年に当時の「日経連」が「新時代の日本的経営」と称する、終身雇用、年功序列の日本的な雇用関係を止めて、時給制で何年働いても賃金が上がらず、いつでも解雇できる非正規雇用労働者に置き換えていくという方針を打ち出し、そのことを続けてきたことによるものです。

何故そのようなことを行ったのか。「日経連」が述べていた理由は、当時は円高でしたから、日本人の賃金はレート計算で国際的に高すぎる、人件費を下げることで国際競争力をより強くするというものでした。

郵便局でも90年代後半から急速に正職員から非正規雇用労働者の置き換えが進みましたが、これは郵便局職場だけで起こった問題ではありません。大企業でも、地方自治体など公務員職場でも、非正規労働者への置き換えが進められ、現時点では働く者の約40%が非正規雇用労働者に、特に若者や女性では半数以上が非正規雇用労働者となっています。

その結果、働く者の実質賃金は下がり続け、1996年をピークに平均賃金は年収で70万円以上下がっています。これは正社員の賃金が大きく下がったということではなく、賃金の低い非正規労働者の割合が大きく増えたためです。そのことを主な要因として「失われた30年」と言われる日本経済の停滞が続いています。

働く者の実質賃金の低下により、国内で物を買う力が弱くなり、国内でのお金の循環が生まれず、日本経済の弱体化の大きな原因となっています。

そして「日経連」が強めようと目論んでいた日本の国際競争力はどうなったか、人件費の抑制で国際競争力が強化されたのか、結果はまったく逆でした。

1990年代の日本の国際競争力は世界のトップクラスでした。ところが2024年で見ると38位、26年は30位とやや持ち直しましたが、90年代からは大きく落ち込んでいます。

GDPでもアメリカに次ぐ世界第2位であったのが、人口が日本の3分の2のドイツにも抜かれて第4位に、近々インドとイギリスにも抜かれるであろうと予想されています。一人当たりのGDPでも90年代はトップクラスでしたが、2024年は38位、26年は42位と落ち込み、アジアでも韓国、台湾に抜かれています。人件費を削れば国際競争力は強くなると、財界の言うとおりに進めてきた結果が、「失われた30年」となり、日本経済は、衰退してきたというのが実態です。

ところが一方では「失われた30年」の間に、大企業の純利益は16倍に、1.6倍ではありません16倍です。株主配当は10倍、大企業の内部留保は3.5倍にもなっています。

日本人がコツコツと働いて生み出した富が、公平に分配されずに、大企業と超富裕層である大株主に吸い上げられているために、99%の私たち庶民が貧しくなり続けています。富の偏在の是正、富の公平な分配が、今強く求められていると考えています。

その点からも、最低賃金制度の果たす役割は非常に大きいと思います。日本の人口

が2100年には5,000万人程度になるとの予想もあるそうですが、若い人が非正規雇用のため賃金が低いため、結婚したくてもできない状況が広がっています。このままでは、少子化に拍車がかかることは間違いありません。

今回の最賃引き上げ額については、時給1,172円では、フルタイムで月に160時間働いたとしても、約19万円です。税金や社会保険料など諸々を引かれますと、たぶん16万円程度しか手元に残りません。16万円では一人暮らしは無理です。

兵庫労連では5年前に最低生計費調査に取り組みました。マーケットバスケット方式という全労連が全国的に取り組んでいるやり方です。独身一人暮らしの人にアンケートをお願いしましたが、その時にあらためて分かったことは、独身一人暮らしで雇用は非正規という人はほとんどいませんでした。雇用が非正規の若い人は圧倒的に親と同居していました。一人暮らしできないのです。

最低生計費調査の結果は、独身一人暮らし、神戸では男女とも25万円程度は必要だという結果でした。時給に直すと1,600円程度となります。あれから物価は相当上がっています。したがって私たちが掲げるすぐに時給1,700円へ、2,000円を目指そうというのは、誰でもフルタイムで働けば、まともに暮らせる社会にしようということから、誰もが納得できるまっとうな目標だと言えると思います。

最賃の大幅な引上げには、中小零細企業への直接支援は不可欠です。韓国やアメリカなど外国ではやられています。また国内でも、北海道、岩手、福島、群馬、茨城、奈良、徳島、長崎などで中小企業の賃上げ支援を実施しています。兵庫県にも労使一体として求めるべきだと考えています。

最後に、去年も言いましたが、兵庫県よりも最低賃金の高い都道府県で、最賃を上げたために企業倒産が増えたという調査結果などは無いと思います。

56円を目安額を大きく上回る引上げに見直すようお願いして、意見陳述を終わります。

ありがとうございました。

○山口会長

ありがとうございました。

ただ今の兵庫県労働組合総連合からの意見陳述について、何かお尋ねしたいことはございませんか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

それでは、これで意見陳述は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

では、先程、意見陳述された団体以外から、異議申出書の提出があった件につい

て、事務局より説明をお願いします。

○下風賃金指導官

事務局から異議申立書の内容について説明いたします。先程、事務局から説明させていただきましたとおり、意見陳述をいただいた兵庫県労働組合総連合からの異議申立書と同じ申出内容で、資料の4ページ及び6ページから19ページまでの15団体からそれぞれ異議申出を受けておりますので、当該15団体からの異議の概要説明は省略させていただきます。

その他、資料の20ページを御覧ください。8月5日に兵庫県労働組合総連合から、「兵庫県の最低賃金をいますぐ1,700円に引き上げ、全国一律最低賃金制度、中小企業支援の拡充を求める要請書」として前回までに提出いただいた2,868筆分の署名の追加分として81筆分の個人署名が、兵庫労働局長、兵庫地方最低賃金審議会会長あてに提出されております。

以上、異議申立書及び署名の提出について御報告させていただきました。

○山口会長

事務局より、意見陳述された団体以外からの異議申立書の提出について、説明がありました。

委員の皆様から、何か御質問等はございますか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

それでは、ただいまの異議申出に関して、審議を行いたいと思います。

本日、異議申出の内容を拝見し、一部、提出者の御意見もお伺いしたところですが、今回の答申内容に対する16件の労働団体からの異議申出に関しては、「答申された引上げ額がまだまだ低すぎて労働者の安定した生活には足りていないということ、もっと引き上げるべき」等ということが主な内容でした。

審議会として結論を出さなくてはならないので、公労使それぞれの立場で、異議申出内容についての御意見を調整していただき、それらを踏まえて、先日の答申どおりとするのか、再度審議するのか決めていきたいと思います。

それでは、公労使、それぞれ分かれて、協議を行いたいと思います。

時間は10分程度でお願いしたいと思います。

事務局で、それぞれ別室の案内をお願いできますか。

(公益委員、労働側委員、使用者側委員それぞれ別室で協議)

○山口会長

それでは、議事を再開します。

では、まず労働者側の委員から異議申出についての御意見を伺いたいと思います。
よろしいですか。

○中西委員

異議申し立てについて、労働者代表委員として発言します。

今年度の兵庫県最低賃金専門部会においては、兵庫地方最低賃金審議会で実施した実地視察や意見陳述をはじめ、都道府県統計資料、県内の経済・雇用・金融情勢、景気観測、さらには先ほど申し上げた目安に関する公益委員見解などを十分に参酌し、公益・使用者・労働者それぞれの立場から審議を重ねてきたものと認識しています。

特に、労使の間で最後まで大きな隔たりがあった目安額について労働者側は、次の観点から目安額を上回る引上げが必要であると主張してきました。人材確保の観点からも賃金の引き上げが必要であり、最低賃金が引き上げられなければ賃金が上げられない実態があること、また正社員であっても最低賃金近傍の労働者がいること、さらに連合の2026春闘において有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率が6%を超えていること、影響率は変わらないこと、兵庫県の総合指数は上位であり全国加重平均を上回る水準への是正が必要であること、加えて兵庫県政労使会議において賃上げに向けた共同メッセージが発信されていることなども踏まえ、労働者側としては目安額を上回る引き上げを求めてきたところです。

また、兵庫県では過去から10月1日の効力発生を実現してきたことから、今年度についても、例年通り10月1日発効を目指すことも視野に入れ、公労使三者で審議に臨んできたものと認識しています。

そのような中、今回提出されました異議申し立てについて、労働者側としては、主張されている内容を次のように受け止めています。

一つ目は、今回の改正額では、最低賃金法が求める「労働者の生活の安定」や「労働力の質的向上」を図るには、十分ではないこと。

そして二つ目は、兵庫県や政府からの中小企業への支援が不十分であるということと、受け止めました。

これらの主張については、労働者側としても、その趣旨や問題意識については十分理解するところです

一方で、最低賃金の引き上げが必要であるという認識については、公労使三者で共有できていたものの、最終的な改正額については、労使双方の考え方に大きな隔たりがあり、最後までその隔たりを埋めることはできませんでした。

そのため、中小企業・小規模事業者への支援として「兵庫県最低賃金の改正決定について(答申)」において、公益・使用者・労働者の三者からなる建議が付託決議されています。

このように、公労使それぞれが求める金額の水準があるなかで、現実的な対応として、中央最低賃金審議会公益委員見解を参酌しながら、三者が合意し、全会一致で結

審できたことは、非常に重い意味を持つと認識しています。また、今回の異議の申立てで指摘されている内容についても、これまでの審議の中で、物価、賃金、生活実態、雇用情勢、企業の支払能力、人材確保など、様々な観点から十分に考慮し、議論してきたものと認識しています。

立場の異なる公労使三者が、それぞれの主張を行いながら最低賃金法に定められた三要素や兵庫県の経済、雇用情勢等のデータを見極め、さらに中央最低賃金審議会の公益委員見解を参酌したうえで、全会一致で答申に至ったことを踏まえれば、今回の審議は十分に尽くされたものと考えています。

したがって、今回提出された異議申し立てについて、その趣旨は十分理解するものの、改めて審議を諮ることは極めて難しく、8月4日に兵庫地方最低賃金審議会が行った改正決定についての答申は適当であると考えます。

労働者側からは以上です。

○山口会長

ありがとうございました。

次に、使用者側委員からよろしいですか。

○伊藤委員

それでは、伊藤から使用者側の意見を申し上げます。

まず、今回提出されました異議申出につきましては、それぞれのお立場からの真摯な御意見として受け止めております。

本年度の兵庫県最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会の目安や各種統計データ、春季労使交渉結果、県内経済情勢等を踏まえ、労使双方が複数回にわたり真摯かつ丁寧な議論を重ねてまいりました。

使用者側としては、中小・小規模事業者への影響について強い懸念を申し上げてまいりましたが、労働者の生活向上の必要性も踏まえ、慎重な検討を重ねた結果、最終的には、労使全会一致で、目安額通り、引上げ額 56 円、時間額 1,172 円という結論に至ったものであります。

この答申は、十分な審議を尽くした上で取りまとめられたものであり、労使双方が責任ある判断として、全会一致で合意した結果であると認識しております。

したがって、提出された異議申出につきましては真摯に受け止めるものの、改めて審議を行う必要はないものと考えております。

以上です。

○山口会長

労使それぞれから異議申出についての御意見を伺いましたが、それぞれの意見に対して、補足されたいこと、また、この場で発言しておきたいこと等、何かありますか。

○労使委員
(特になし。)

○山口会長

では、最後に公益側としての意見を申し上げます。

公益側委員として、本日、異議申出についての意見確認をいたしました。

まず、公益側としましては、本年度のこれまでの答申にかかる審議の協議経過を確認しました。

今回の兵庫県最低賃金の審議におきまして、労側委員、使側委員ともに最低賃金引上げについては必要であるという認識は十分に共有されておりました。その上で、最賃決定に関する３要素、様々なデータ、本審における意見陳述などを踏まえ審議会委員として、真摯に審議を尽くしました。

労側、使側それぞれ立場がありますが、三者合意での早期発効を目指して最後の最後まで議論を重ねましたが、残念ながら、最終段階の金額の部分で折り合いがつかず、最終的には公益案を提示しての採決となりました。

その結果、提示した公益案について、労使それぞれの委員に合意をいただき、最終的に三者合意という形で取りまとめたという経過となります。

今年度の公益案につきましては、労働者の生計費と中小企業の経営環境というところで、これらのバランスをとりながら、中央最低賃金審議会で示されたＢランク 56 円の目安どおりで 10 月 1 日の早期発効を三者合意で目指すという努力をさせていただいた結果と認識しています。

これは、長期的に、継続的に賃上げを実現していくという双方の視点の折り合ったところと考えております。

また、答申時の要望事項として付記しましたように、政府や関係機関における有効な中小企業・小規模事業所の支援策等の強化及び年収の壁という問題に対する税制・社会保険制度等の見直し、また、公定価格等の見直し等についても、労使の意見を踏まえて本審議会の独自性を持った要望を付記しています。

賃上げしやすい状況、環境作りが重要であるということは、労使双方、公益も一致している考えとなります。

以上のとおり、8 月 4 日の専門部会での答申、つまり、当審議会での答申については、今回、異議申出のあった内容についても十分に審議を尽くした結果であると考えております。

そのため、異議申出の内容については、真摯に受け止めるところでございますが、答申どおりの決定は適当であるというのが公益委員としての見解でございます。

公益側の意見は以上でございます。

以上のとおり、公労使の全ての委員から答申どおりが適当という意見をいただきました。

この結果を踏まえまして、当審議会として「8月4日付け答申どおり決定することが適当である。」とすることとしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口会長

それでは、そのように答申します。

事務局は、答申文案の作成をお願いします。

○安積賃金室長

では、答申文案を作成させていただきますので、しばらくお待ちください。

(事務局、別室に移動し、答申文案を作成。各委員に配布)

○山口会長

それでは、事務局は答申文案の読み上げをお願いします。

○下風賃金指導官

それでは、答申文案を読み上げます。

令和8年8月21日

兵庫労働局長

金成真一殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英

兵庫地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和8年8月21日、貴職から8月4日付け兵庫県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する宝塚地区労働組合総連合ほか15件の異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和8年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。

○山口会長

この答申文案でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口会長

それでは事務局は、答申の準備をお願いします。

(事務局、答申文を作成し、会長に手渡す。)

○山口会長

それでは局長に答申したいと思います。

(山口会長より金成局長に答申文を手交)

○山口会長

異議申出についての答申を行いました。

事務局は今後の発効までの手続きについて、説明をお願いします。

○安積賃金室長

ただ今、異議申し出に係る答申をいただきました。先程の答申を踏まえ、局長が改正決定を行います。最低賃金の改正には最低賃金法施行規則第9条により官報掲載により公示を行うことになっております。

本日中に厚生労働省に報告を行うことにより、9月1日の官報掲載の手続きを行うこととなります。また、最低賃金法第14条に基づき、決定した地域別最低賃金の発効は官報公示日の30日後となりますので、9月1日の官報公示を経て、10月1日の発効となり、そこから適用となることとなります。

以上でございます。

○山口会長

特に質問等がなければ、異議申出に関する審議はここまでにしたいと思います。

次に議題(2)「その他」ですが、各委員から何かありますか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

委員から他に意見が無いようなので、次に事務局からは何かありますか。

○安積賃金室長

はい。今後の審議会に日程等につきまして、お伝えさせていただきます。

次回の審議会につきましては、10月1日、木曜、午前10時からの開催予定でお願いしたいと思います。

10月1日は、特定最低賃金の12月1日発効のための答申期限の日になります。そ

れまでに各専門部会において金額までの答申が出ている場合は各部会からの報告をいただきます。仮に専門部会において改正の必要性を認めない、あるいは金額改正が全会一致しなかったような場合については、その審議を行う予定としています。そのため次回の議題は、「特定最低賃金の審議について」とさせていただきたいと思います。

また、併せまして次回審議会の公開、非公開についての御判断もお願いいたします。

以上でございます。

○山口会長

では次回の審議会は、10月1日、木曜日、午前10時から公開として開催したいと思います。

皆様、よろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○山口会長

では今回は、10月1日、木曜日、午前10時から、公開ということで審議会を行います。では、これで本日の会議は終了といたします。

御苦勞様でした。

ありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

山口 隆英

森田 直樹

伊藤 敦